

岡山商工会議所議員選挙選任規約

第1章 総則

(総則)

第1条 本規約は岡山商工会議所定款(以下「定款」という)第35条第3項に基づき、議員の選挙及び選任に関して必要な事項を定める。

2 選挙事務に関する取扱時間は午前9時から午後4時までとする。但し、選挙管理委員会が必要と認めたときはこの限りではない。

(公告)

第2条 議員の選挙及び選任に関する公告は当商工会議所の掲示場に掲示する。

第2章 選挙管理委員会

(選挙管理委員会)

第3条 選挙管理委員会(以下「委員会」という)は議員の選挙及び選任に関する管理及び事務を行う。

2 選挙管理委員(以下「委員」という)の定数は5名とし委員会を組織する。

3 委員は常議員会において会員又は当所役職員のうちから選任する。

4 選挙管理委員長(以下「委員長」という)は本規定に定めるものの外選挙管理委員会規程に従い委員会を掌理する。

5 委員長の選任は委員の互選による。

6 第4項に規定する選挙管理委員会規程は常議員会において定める。

第3章 1号議員の選挙

第1節 選挙の施行

(通常選挙)

第4条 通常選挙は議員の任期満了前25日から任期満了の日までに行う。

2 通常選挙の期日場所及び選挙する1号議員の数は選挙の期日の25日前までに公告する。

3 天災事変その他の事由により選挙ができない場合は選挙の期日又は場所を変更の上、直ちにその旨を公告する。

(補欠選挙)

第5条 1号議員の定数の5分の1以上が欠員となったときは、補欠選挙を行う。但し、任期の3分の2を経過したときは、常議員会の承認を得て補欠選挙を行わないことができる。

2 補欠選挙の期日場所及び選挙する1号議員の数は常議員会の議決を経て選挙の期日の25日前までに公告する。

3 前条第3項は、補欠選挙について準用する。

(選挙立会人)

第6条 選挙立会人は3名とし委員長が選挙権を有する者のうちから本人の承諾を得て委嘱する。

第2節 選挙人名簿

(選挙人名簿の調整)

第7条 本商工会議所は、選挙を行う年の6月30日現在において会員及び特定商工業者の選挙資格を調査し、選挙人名簿を作成する。但し、会員であって6月30日時点で会費未納の者は、選挙人名簿に登載されない。

2 1会員の選挙の個数は、50個を越えることができない。

3 選挙人名簿には、選挙人の主要業種目、氏名又は名称及び住所又は所在地を記載する。

第8条 委員長は8月5日から5日間本商工会議所において会員及び会員以外の特定商工業者の選挙人名簿を縦覧に供さなければならない。

(異議の申出)

第9条 選挙人名簿に関し異議があるときは、縦覧期間内にその旨を委員長に申し出ることができる。

2 委員長は選挙人名簿を修正したときは直ちにその旨を公告する。

(選挙人名簿の確定)

第10条 選挙人名簿は第8条の規定による期間が終わってから5日を経て確定する。

第3節 投票

(選挙の方法)

第11条 選挙は投票により行う。

(選挙人)

第12条 投票は選挙人名簿の確定日現在において、それに登録された会員及び会員以外の特定商工業者(以下本規約において「選挙人」という)をもって行う。

- 2 選挙人名簿に登録されていないものは投票することができない。
- 3 選挙人は選挙の当日投票所において選挙人名簿の対照を経て投票しなければならない。

(投票用紙の交付及び様式)

第13条 投票用紙は選挙の当日投票所において選挙人に交付する。

- 2 投票用紙の様式は別に定める。

(投票用紙の記載事項及び投函)

第14条 選挙人は投票所において、投票用紙に1号議員の候補者1名の氏名又は名称を記載して、投票箱に入れなければならない。

- 2 投票用紙には選挙人の氏名を記載してはならない。

(代理投票)

第15条 選挙人は第12条第2項の規定にかかわらず選挙の権利を行使するものを定め、代理投票をさせることができる。

- 2 前項の代理人は、その資格を証する書類を選挙の期日の2日前迄に委員長に提出しなければならない。
- 3 前項の資格を証する書類は委員会の交付する用紙を以て作成しなければならない。

第16条 委員長は選挙立会人の意見をきき投票を拒否することができる。

(投票所に出入り得るもの)

第17条 選挙人、その代理人、投票所の事務に服する者、投票所を監視する職権を有する者及び委員長が投票所に入ることを許可した者以外の者は投票所に入ることができない。

(投票所における秩序維持)

第18条 投票所において演説討論をし、又は投票に関して協議、若しくは勧誘をし、その他投票所の秩序をみだす者があるときは、委員長は、これを制止し、命に従わないときは、投票所の外に退出させることができる。

- 2 前項の規定により退出させられた者は、最後になって投票することができる。

第4節 開票

(開票日及び開票の公告)

第19条 開票は、投票の当日又はその他の日に行う。

- 2 開票の日時及び場所は予め公告する。
- 3 天災事変その他の理由によって開票の日時又は場所を変更したときは、直ちに

その旨を公告する。

(開票)

第 20 条 委員長は、委員及び選挙立会人立会の上、投票箱を開き、投票の点検を行い、投票の総数、行使した選挙の権利の個数及び各候補者の得票数を計算する。

(開票の場合の投票の効力の決定)

第 21 条 投票の効力は、選挙立会人の意見をきき、委員会が決定する。

(無効投票)

第 22 条 下の投票は無効とする。

- 1 正規の用紙を用いないもの。
- 2 1号議員の候補者でない者の氏名又は名称を記載したもの。
- 3 1枚の投票用紙に2人以上の1号議員の候補者の氏名又は名称を記載したもの。
- 4 1号議員の候補者の氏名、又は名称の外、他事を記載したもの。
但し、職業、身分、通称、住所、又は敬称の類を記入したものはこの限りでない。
- 5 1号議員の候補者の氏名又は名称を選挙人、又はその代理人が自書しないもの。
- 6 1号議員の候補者の何人を記載したのか確認できないもの。

(開票の参観)

第 23 条 選挙人、又はその代理人は、開票の参観を求めることができる。但し、委員会の決定により参観人の数を制限することができる。

(準用規定)

第 24 条 第 17 条（投票所に入出し得るもの）及び第 18 条第 1 項（投票所における株序保持）の規定は、開票所の取り締まりについて準用する。

第 5 節 議員候補者及び当選人

(立候補の届出等)

- 第 25 条** 1号議員の候補者になろうとするものは選挙の期日の公告があった日から選挙の期日の7日前までに別に定める書類を添付して委員長に届け出なければならない。
- 2 選挙人名簿に登録された者が他人を1号議員の候補者としようとするときは、本人の承諾状を添えて前項の期間内に文書でその推薦の届け出をすることができる。
 - 3 1号議員の候補者が立候補を辞退しようとするときは、選挙の期日の5日前までに、文書でその旨を委員長に届け出なければならない。
 - 4 前3項の届け出があったとき、又は1号議員の候補者が下に掲げる理由によっ

て議員となることができなくなったときは、委員長は、直ちにその旨を公告する。

- 1 会員たる資格の喪失
- 2 死亡又は解散
- 3 除名
- 4 会員権の停止

(供託金)

第 26 条 第 25 条第 1 項及び第 2 項 (立候補の届け出) の手続をする場合は、その候補者は、供託金として 4 万円を委員会に供託しなければならない。

(選挙費用の一部負担)

第 27 条 第 25 条第 1 項又は、第 2 項により議員に立候補したものは選挙費用の一部を負担しなければならない。但し、同条第 3 項により辞退した場合はその責を負わない。

- 2 前項の金額は供託金の 4 分の 1 とする。

(当選人)

第 28 条 当選人は有効票を多く得た者の順位により決定する。但し、選挙する 1 号議員の定数をもって有効投票の総数を除して得た数の 5 分の 1 以上の得票がなければならない。

- 2 得票数が同じであるときは委員長が抽せんによって定める。
- 3 当選人が選挙の期日後において第 25 条第 4 項各号に掲げる理由で議員となることができなくなったときは当選を失う。
- 4 当選人が当選を辞退したとき、又は前項の規定によって当選を失ったときは、直ちに、委員長は当選人の次点得票者を当選人に定める。

(無投票当選)

第 29 条 第 25 条第 1 項および第 2 項の規定による届け出があった 1 号議員の候補者がその選挙における 1 号議員の定数の 5 分の 4 以上であって、且つ定数を超えなくなったときは、投票を行わない。

- 2 前項の規定により投票を行わないこととなったとき委員長は、直ちにその旨を公告し、委員会を開いて立候補者を当選人と定める。

(当選人決定の通知)

第 30 条 当選人が定まったときは、委員長は直ちに当選人に当選の旨を通知する。

(当選の辞退)

第 31 条 当選人は当選の通知を受けた日から 3 日以内に文書により、当選を辞退す

ることができる。

(当選人確定の公告)

第 32 条 当選人が確定したときは、委員長は直ちに当選人の住所、氏名、又は当選人が法人その他の団体である場合はその所在地、名称及び議員の職務を行う者の職氏名を公告する。

(選挙録の作成及び保存)

第 33 条 委員長は、選挙に関する選挙録を作成し、委員会の経過を記載の上、委員及び選挙立会人とともに署名する。

2 選挙録は、選挙人名簿及びその他の関係書類とともに議員の任期の間、本商工会議所に保存する。

(再選挙)

第 34 条 実施した選挙において下に掲げる事項の 1 に該当し、当選人が 1 号議員の定数の 5 分の 4 に達しないときは、選挙の期日から 60 日以内に再選挙を行う。

1 当選人がないとき。

2 当選人が当選を辞退したとき、又は第 28 条第 3 項の規定により 当選を失ったとき。

3 第 35 条の規定により、当選が無効となったとき。

2 第 4 条第 2 項及び第 5 条第 1 項は再選挙について準用する。

第 6 節 当選の無効

(当選の無効)

第 35 条 当選人が選挙に関して、本規約に違反したときは、委員会の議を経てその当選を無効とし、供託金は返還しない。

第 4 章 2 号議員の選任

(選任の時期)

第 36 条 2 号議員は、1 号議員の選挙期日の公告の前までに各部会において選任する。

(選任に関する部会員の確定)

第 37 条 2 号議員の選任は、議員の任期満了事業年度の選挙人名簿確定日現在においてそれに登載された部会員をもって行う。但し補欠選任の場合は 2 号議員を選任するための部会の会議開催期日の 30 日前現在における部会員をもって行う。

- 2 2以上の部会に所属している会員は定款第46条第4項の規定により2号議員の選任に関し、いずれか1部会を定めて予めその旨を文書で本商工会議所に届け出なければならない。
- 3 前項の届け出は当該年の8月10日までに行わなければならない。
- 4 前項の定める期日までに第2項の届け出がないときは、会員の所属部会は、その業態を勘案し常議員会において定める。
- 5 前項の決定に対しては委員会の外異議を申し立てることができない。
- 6 会員の所属部会は選挙人名簿又は附属部会登録に記載するところによる。

(部会に対する2号議員の割当)

第38条 各部会に対する2号議員の割当定数はその部会員数の会員総数に対する比率と定款第13条第1項の選挙権のその部会員が有する個数の総個数に対する比率との平均値によって、2号議員定数を按分して決定する。

- 2 前項の議員割当定数に小数位を生じた場合は委員会において小数位の取舍を定める。

(議員の選任)

第39条 委員長は2号議員を選任するための部会の会議を招集し各部会はその期限に2号議員を選任しなければならない。但し委員長はこの会議の議決に加わることはできない。

- 2 前項の2号議員を選任するための部会の会議は部総会員の5分の1以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。議事は出席者の過半数をもって決する。
- 3 第1項の2号議員を選任するための部会の会議の代理人は当該部会に所属する者でなければならない。
- 4 前各項により2号議員を選任したときは各部会は直ちに選任されたものの承諾書及び履歴書を添えて委員長に文書をもってその旨を通知する。

(認証と公告)

第40条 委員長は、前条の通知により2号議員の選任されたことを認証し、第32条に準じて公告する。

(補欠選任)

第41条 2号議員の定数に欠員を生じた場合は常議員会の議決を経て補欠選任を行う。

- 2 補欠選任について第39条及び第40条を準用する。

(選任議事録の作成について)

第42条 委員長は2号議員の選任に関する議事録を作成し、署名人と共に署名捺印

しなければならない。

第5章 3号議員の選任

(選任の時期)

第43条 3号議員の選任は1号議員の選挙期日後15日以内に行う。

(選任に関する会員の確定)

第44条 3号議員の選任は選挙人名簿の確定日現在においてそれに登録された会員(会員が法人その他の団体である場合は会員の権利を行使する1人の者、以下本条において同じ)のうちから行う。但し補欠選任の場合は3号議員を選任するための議員協議会開催期日の60日前現在における会員のうちから行う。

(議員協議会の召集)

第45条 委員長は1号議員及び2号議員をもって組織する議員協議会を招集してその議長となる。

(詮衡委員会)

第46条 1号議員及び2号議員は議員協議会において定款第34条第2項第3号の規定による詮衡委員を選任する。

- 2 詮衡委員は、1号議員及び2号議員のうちから選任する。
- 3 詮衡委員は9名以内とし選挙管理委員長を含め詮衡委員会を組織する。
- 4 詮衡委員会は選挙管理委員長が招集しその議長となる。但し、詮衡委員会の議決に加わることはできない。

(議員の選任)

第47条 詮衡委員会は第44条の規定により確定した会員のうちから3号議員を選任する。

- 2 詮衡委員会が3号議員を選任したときは、委員長は直ちにその旨を議員協議会に報告し、3号議員に選任された者にその旨を通知しなければならない。
- 3 3号議員に選任されたものは、その通知を受けた日から3日以内に履歴書添付の上文書で就任を承諾する旨を選挙管理委員長に届け出なければならない。

(議員の就任の辞退及び補欠選任)

第48条 3号議員に選任されたものは、前条第3項の期間内に文書で委員長に届け出て就任を辞退することができる。

- 2 前項の規定により、3号議員に選任されたものが就任を辞退したときは、委員長は直ちに議員協議会を召集しなければならない。この場合の3号議員の補充

選任については第 46 条（詮衡委員会）及び第 47 条（議員の選任）の規定を準用する。

（補欠選任）

第 49 条 3 号議員の定数に欠員を生じた場合は常議員会議決を経て補欠選任を行う。

2 補欠選任については、前 3 条の規定を準用する。

第 50 条 第 40 条の規定は 3 号議員の確定について準用する。

附 則

- 1 本規約に定めのないもので必要な事項については委員会が別に定める。
- 2 昭和 26 年 7 月 30 日施行の岡山商工会議所議員選挙規則はこれを廃止する。
- 3 本改正規約の規定のうち当所会費規約に抵触する部分については本改正規約の規定を適用するものとする。
- 4 本改正規約は、昭和 48 年 9 月 29 日から施行する。
- 5 本改正規約は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 本改正規約は、平成 12 年 6 月 23 日から施行する。
- 7 平成 19 年 4 月 1 日の岡山商工会議所と西大寺商工会議所の合併後、最初に行われる通常議員選挙においては、次の取り扱いにするものとする。
 - （1）選挙区制を採用し、岡山選挙区（旧岡山商工会議所管轄区域）と西大寺選挙区（旧西大寺商工会議所管轄区域）に分けて選挙を実施する。選挙すべき数は別に定める。
 - （2）投票については、岡山選挙区は岡山商工会議所本所で、西大寺選挙区は西大寺支所でそれぞれ行い、開票については本所で行うものとする。
 - （3）本則第 6 条（選挙立会人）に規定する立会人は岡山選挙区、西大寺選挙区ともに 3 名ずつとする。
 - （4）本則第 7 条（選挙人名簿の調製）及び本則第 8 条で規定する選挙人名簿は、岡山選挙区、西大寺選挙区ごとに作成し、双方を本所、支所にて縦覧に供する。
 - （5）議員は、選挙人名簿に搭載された各選挙区に属する選挙人が、各選挙区に属する立候補者の中から選挙するものとする
 - （6）この附則 7 の規定は、平成 19 年 4 月 2 日から実施し、平成 19 年 10 月 31 日までとする。